

地図記号クイズ 記号問題 解説あり

地図記号のクイズ問題です。地図記号名が書いてあるので、その地図記号を書きましょう。
その地図記号の解説文も掲載されているので、それがヒントになります。

建物・その他構造物					
独立建物 (小) この記号で表している建物は、延床が10メートル以上で25メートル未満のもの、ただし、必ずしも延床が10メートル以上であるとは限らず、必要な場合は25メートル未満でも、この記号で表されることがあります。	独立建物 (大) この記号は建物 (小) に対して、建物の延床が25メートル以上の大なる建築物を表す記号です。大学などで用いられています。	中高層建物 この記号は、建物の延床が25メートル以上ある、かつ高さ10メートル(地上から3階高)以上ある建築物のものを表しています。中高層建築物には、独立した建築物を表しています。大きな駅などで用いられています。	建物類似の構築物 この記号は、上から見た形で表されています。動物園の鳥舎、飼育舎の格納庫、ガス・石炭タンクなどにも用いられます。延床が25メートル未満の場合は、25メートルと表示しています。	総括建物 (小) この記号は、建物で表している地域の中心で、延床が25メートル未満のもの表しています。商店街などのある集落地で、記号を表示する建物がある場合に利用します。	総括建物 (大) この記号は、建物で表している地域の中心にある延床が25メートル以上のものを表しています。ただし、この地域の中心に、ほかの記号で表示される建物がある場合は、その記号を用います。
中高層建築物 この記号は建築物 (小) で表されている地域の中で、高さ10メートル(地上3階高の基準)以上の建物の集合地を表しています。大きな建物や立ち並ぶ、景観面などでも利用されています。	市役所 この記号は、各地域の市役所と東京部の区役所を表しています。市役所の支所や出張所では、この記号は使いません。	町村役場 この記号は、東京都指定都市指定部外区域の町村役場を表しています。支所や出張所の場合は、この記号は使いません。指定区域に属す：札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都府、大阪市、横浜市、広島市、北九州市、福岡市	公官署 この記号は、国や地方の役所でありながら、税関署や保健所などのように独自の記号がないものに使われます。漢字の「公」にちなみた形の記号になっています。	裁判所 判事裁判官の座を立列に書いていたことから、この形の記号になっています。この記号で表されている裁判所は、最高・地方・家庭・簡易裁判所です。最高裁判所は名前で地図上に記すため、この記号は使いません。	税務署 この記号では、国の税務所である税務署を表しています。そのほかの国土に属した税務所は使っていません。税金を徴収したり、管理したりしています。
森林管理署 この記号は、国や地方の「林」からのもので用いられています。森林管理署は国の所有物によって、国林の維持や管理をする機関です。支所や事務所もこの記号を使います。	気象台 この記号は、気象の観測を計測して気象速報に生かされた形になっています。この形の気象台は気象台や測候所を表しています。気象台では、毎日の天気予報を発表するとしています。	消防署 この記号は、消防署を表しているだけでなく、出張所や分署とも使われています。消防がつかえることから、すべての記号を消防署とすることができます。柱火を消す形に作られています。すべての形のこの記号が用いられています。	保健所 この記号は、都道府県にある保健所を表しています。ただし、出張所や事務所、分室などにはこの記号は使えません。病院の記号と似ているので、注意が必要です。	警察署 この記号は、警察署をあらわしています。交番の記号は別のものであります。また、警察庁や警備府、警察学校についても、自治体や公営の団体のマークなどにより、漢字で「警察」を交差させているところをあらわした記号となっています。	交番 この記号は、交番だけでなく、派出所や駐在所も表しています。警察署の記号とよく似て、「警」を交差させているところをあらわした記号になっています。また、警察署の記号を区別するために、交番の記号はながりません。
郵便局 この記号では、普通郵便局や特設郵便局、簡易郵便局を表しています。分室や出張所もこの記号を使います。中下段にある場合はこの記号は用いず、右段に用いるので、かりやうに区別します。	小・中学校 この記号は、漢字の「文」を表している形になっています。小学校または中学校に、この記号を用います。	高等学校 この記号では、高等学校を表しています。小・中学校の校名とがかりやうに区別するためには○で囲んでいます。	高等専門学校 この記号では、高等専門学校を表しています。地図上や中学校名を記すこともありますが、それを用いできない場合にはこの記号が使われます。	短期大学 この記号は、短期大学を表しています。「文」の記号の上に短大と書かれてある記号です。地図上に学校名を表記することができない場合に使用します。	大学 この記号では、大学を表しています。「文」の記号の上に大と書かれてある記号です。地図上に学校名を表記できないときなどに使用する記号です。
病院 この記号では個人以外の病院、国や県、市などが運営している病院を表しています。個人が運営している病院や診療所には、この記号は使いません。	博物館 この記号では、博物館のほか、美術館や歴史館も表しています。博物館には、博物館に基づいた博物館や有名な施設を表しています。美術館や動物園、植物園は含みません。	図書館 この記号では、公立の図書館を表しています。分館にはこの記号は使えません。本の開いた様子を表した記号となっています。	神社 この記号は、目標となるような大きな神や神格などに神化している神道神祇を祀ることに使われています。神社の記号は、神の姿をあらわしたものである(鳥居)のものを表しています。	寺院 この記号は、目標となるような大きなお寺や有名な寺院を表します。仏(まじ)の形を表した記号となっています。	老人ホーム 老人福祉施設に基づいた老人福祉施設のうち、特別養護老人ホームや1階の福祉サービス施設を指します。大きな福祉施設が目印になります。
フェリー フェリーとは、川や海、海、人や貨物を運ぶための船が行き来する船を表しています。この記号では、フェリーを表すほか、人や車両を運ぶ船の船舶会社を指しています。					

植			
田 この記号では、水田を表しています。栽培している作物は、稲、蓮、(蒲)い草、わびき、ぜりなどです。稲を刈り終わる次の秋田の稲作を記号から見た形に由来した記号となっています。	畑 この記号が表している畑は、陸稲(おがほ)、野菜、芝、ハナイナツル、牧草などを栽培しています。稲が秋作を除く「二穂」(ダブルハル)の形に由来した記号になっています。	桑畑 この記号では、桑を栽培している畑を表しています。桑の葉は、蚕の幼虫のえさとなり、桑の木を横から見た形に由来した記号です。	茶畑 この記号では、お茶の葉を栽培している畑を表しています。お茶の葉は半分に切られ、三つに分かれたような形になっているので、その形に由来した記号となっています。
広葉樹林 この記号では、樹の広さや葉の形が関係なく生えている場所を表しています。基本形は、丸い葉は2メートル以上とされていますが、2メートルより小さくても樹が生えている場合はこの記号で表すことができます。広葉樹を横から見た形に由来した記号となっています。	針葉樹林 この記号では、松や杉などの針葉樹が密集して生えている場所を表しています。基本形は、丸い葉の葉は2メートル以上とされていますが、針葉を横たえたところから2メートル未満でもこの記号を使用します。記号の形は、松の葉を横から見た形に由来しています。	ヤシ樹林 この記号では、大型の熱帯植物が生えている場所を表しています。ヤシ樹幹や大型のヤシ葉、タコノキ、ガジュマルなどを指します。記号の形はヤシの水を横から見た形に由来しています。	ハイマツ地 この記号では、高いヒノキのなかで、ハイマツ(道杉)が隙間無く生えている場所を表しています。ハイマツとは、木の高さが低いマツの木の仲間です。
荒地 この記号では、あまり利用されずに雑草が生えて生えている場所を表します。雑草が生えた湿地や沼地なども含みませす。雑草が生えているような様子に由来した記号となっています。			

道路					
真幅道路 この記号では、道幅が 25 メートル以上の道路を表しています。道幅が 25 メートル未満の道路の場合は、一定の幅に記号化した記号道路で表します。	4 車線以上道路 道路の幅が 13 メートル以上あり、25 メートル未満の道路を表しています。地図上では、1 ミリメートルの幅に記号化した記号道路で示します。	2 車線道路 この記号では、道路の幅が 5.5 メートル以上あり、13 メートル未満の道路を表しています。地図上では、0.8 ミリメートルに記号化して示します。	1 車線道路 この記号で表す道路の幅は 3 メートル以上 5.5 メートル未満の道路です。地図上では 4 ミリメートルの幅の記号になります。	軽車道 この記号で表す道路の幅は、1.5 メートル以上 3 メートル未満です。地図上で、表示の必要性が低い場合は表示しないこともある道路です。	徒歩道 この記号は歩道、部分歩道(15メートル未満)、切通、切通歩道、都市計画道路、(一般国道)を表している記号です。一般の道路と区別しやすいように、茶色のアミで地図上に隔かれます。
建設中の道路 建設中の道路は、建設中の道路を表す記号です。数年後には、地図記号が変わる可能性があります。	分離帯 分離帯とは、上線路を隔てる構造物のことです。この記号では幅が 20 メートル以下のもを表しています。幅が 20 メートルより広い分離帯は、上線路を隔るものとして表します。	トンネル この記号では、地下を通る道路を表しています。複数の道路があり、ちかくに複数のトンネルがある場合もそれぞれこの記号で表示します。	石段 この記号では、傾斜地に作られた階段を表しています。大きなものや目標になりやすいものなどにこの記号が利用されています。		
					有料道路と料金所 道路を使用する時に、通行料を払う必要がある道路を表します。料金所の記号もあり、料金を支払う施設がある場所を示しています。

鉄道					
JR 線（単線） この記号では、JR 線の単線区間を表しています。他の鉄道の場合は違う符号になります。駅と駅の間に複雑になる区間がある場合でも、単線のこの記号を利用します。	JR 線（複線） この記号では、JR 線の複線以上の区間を表しています。複線とは、普通路上で上下が別々に走って、平行してあることです。駅と駅の間で複雑になる場合は、単線の記号で表します。	JR 線以外（単線） この記号では、JR 線以外の民間会社などが経営している鉄道の単線区間を表しています。駅と駅の間に複雑になる場合も、単線の記号で表します。	JR 線以外（複線） この記号では、JR 線以外の民間会社などが経営している鉄道の複線区間を表しています。複線とは、上下の線路が平行してあることです。駅と駅の間で複雑になる場合は、単線の記号で表します。	貨物線（JR 線以外） この記号では、JR 線以外の鉄道路線で貨物輸送を行う列車を通る線路を表します。駅や駅間は、通常列車の線路とは区別して建設されています。	地下鉄および地下式鉄道 この記号では、地下を鉄道が走っていることに使用します。地下鉄が形式的には本来的な区間もありますが、その部分は普通鉄道の記号で表します。
路面電車 この記号では、路面電車（道路上を走る鉄道）を表しています。単線と複線の区別はありません。					
特殊鉄道 この記号では特殊鉄道を表しています。特殊とは、貨物を運ぶための表示のことです。工業地帯の町、採掘場から車へ搬入する鉱山などで、運材のためは、貨物だけでなく、往の線路とは違っていません。					
リフト等 この記号では、ロープウェイなどの索道では、ケーブルカーなどを表しています。大きなものでは、すくにはなくならぬものが多いです。	建設中又は運行休止中の鉄道（JR 線） この記号では、JR 線の現地で調査時に建設中だったり、一時的に運行していない普通鉄道に用いられます。	建設中又は運行休止中の鉄道（JR 線以外） この記号では、JR 線以外の施設の中で、建設途中に建設中であるか、運行中止状態にあるか、普通鉄道の中の一時的に運行していないものとします。	側線 この記号では、側線を表しています。側線とは、本線以外の線路のことです。列車の組み替えや貨物の積み降ろしなどに利用されます。	鉄道橋 この記号では、川にかかる半田体次ぎ橋や実質橋をしています。長さは 20 メートル以上のものが対象です。20 メートル未満でも有名なものは、この記号で表すことがあります。	トンネル この記号では、鉄道が地下を通るトンネルを表しています。近くに複数トンネルがある場合でも、全てがこの記号で表します。
雪覆い等 この記号では、道路が雪に覆われる場所を示しています。					

目標物							
高塔 この記号は、4本の脚が東京タワーの上から見える様子に由来しています。五層塔や観音堂、送電線の鉄塔を示し、火のやぐらや給水塔を表すこともあります。	記念碑 この記号では、立像など、有名な記念碑を表しています。その地域の目標となりやすい場合は、有名でなくてもこの記号を使用します。	煙突 この記号では、特に大きな煙突を示しています。煙突とその煙を表した記号の形となっています。	電波塔 この記号では、電波の送信を行う塔を表しています。テレビやラジオ、無線通信などの電波を送ります。この記号は、アンテナと電波をイメージした形になっています。	油井・ガス井 この記号では、油井カス井（ゆせい がすせい）を表しています。現在採取中であり、目標となる施設がある場合に、この記号を利用します。	灯台 この記号では、すべての灯台を表しています。この記号は、灯台は放つ光が広がる形に由来した記号になっています。	風車 この記号では、発電するために設置された風車を表します。目標となりやすい場所にある風車に利用される記号です。	坑口 この記号では、坑口（こうぐち）を表しています。道路や水路、鉄道などが地下に入る部分を示します。トンネルの入口をイメージした記号となっています。

特定地区						
墓地 この記号では、お墓がある場所を表しています。墓場のほか、方丈・門柱・石・墓門以上の場合は、特定の地区で表されます。この記号はお墓を標した地形記号に由来しています。	工場 工場は目標となりやすい場所に、工場がある場合にはこの記号で地図上に表します。数値は10メートル×10メートル以上の大きな工場の場合は、名前で表すこともあります。	自衛隊関係 この記号では、自衛隊などという法律で決められた機関を表しています。防衛本部や防衛大校など、この記号を使用せず、官公館の記号を用います。	発電所等 この記号では、発電所と変電所をあわせて表します。電圧高低などの建物があある場所には表示しず、歯車と電気回路の形に由来した記号となっています。	温泉 この記号では、温泉法で決められた温泉や鉱泉がある場所を表しています。温泉の出ている場所には、温泉地として表し、温泉地として温泉は、浴場の場所でもこの記号を用いることがあります。湯のひを表した記号となっています。	噴火口・噴気口 この記号で表しているのは、噴火や噴気をしている場所になります。また、数値が0であっても噴火や噴気が起こると予想される場所にもこの記号を用います。	採鉱地 この記号は、鉱物の採掘場の中心を表しています。また、数値が0の場合は、この記号と一緒に（廃坑）と示されています。
採石場 この記号では、建築などに使う石などの材料を採る場所を示しています。土がけた岩がけの形を表した記号となっています。						
城跡 この記号では、以前にお城があった場所を表しています。現在でも天守閣や櫓や、石垣などがある場合もこの記号を用います。	重要港 この記号では、港津法で決められた「重要港津」を表しています。記号は、港域ほぼ中央の位置に表されます。そして名称の注記も必要です。	地方港 この記号では、港津法で決められた「地方港津」を表します。また、航路網のときなどに小笠船泊の避難するなどの港も含みます。港域の中央に記号を表示します。	漁港 この記号は、漁港法で決められた「漁港」に用いられます。第一漁港と決められている場所には、この記号は使用しません。港域のほぼ中央にこの記号を表示します。	史跡・名勝・天然記念物 この記号は、文化財保護法で定められた史跡や名勝、天然記念物の場所を表します。その名称も一緒に表示します。特別な物の場合には、名称と一緒に（特）と記します。		